

薬生薬審発 1228 第 1 号  
薬生安発 1228 第 1 号  
令和 3 年 12 月 28 日

各 ( 都 道 府 県 )  
保健所設置市 衛生主管部 (局) 長 殿  
特 別 区

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

メチルロザニリン塩化物を含有する医療用医薬品、要指導・一般用医薬品、  
医薬部外品及び化粧品の取扱いについて

メチルロザニリン塩化物 (別名：ゲンチアナバイオレット、クリスタルバイオレット) を含有する医療用医薬品、要指導・一般用医薬品、医薬部外品及び化粧品の取扱いについて、令和 3 年 12 月 20 日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会における審議結果を踏まえ、別紙のとおりとしましたので、貴管下関係業者に対して指導方よろしくお願いします。